

公共下水道の供用及び処理開始について

公共下水道の供用及び処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

その関係図書は、令和7年7月17日から2週間、船橋市下水道部下水道河川管理課において、一般の縦覧に供する。

ただし、土曜、日曜、祝休日を除く。

令和7年7月17日

公共下水道管理者	船 橋 市
代 表 者	船 橋 市 長 松 戸 徹

1. 供用及び下水の処理を開始する年月日

令和7年8月1日

2. 供用及び下水の処理を開始する区域

旭町二丁目15, 16番の各一部

旭町三丁目20～22番の各一部

上山町三丁目670, 672～675番の各一部

丸山二丁目47番の一部

藤原七丁目1, 5～9, 32番の各一部

3. 下水の処理を開始する当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称

位 置 千葉県市川市下妙典、本行徳及び加藤新田

名 称 江戸川第一終末処理場

位 置 千葉県市川市福栄四丁目32番2号

名 称 江戸川第二終末処理場

4. 排除方法

分 流 式

R7.8.1
処理開始予定地域

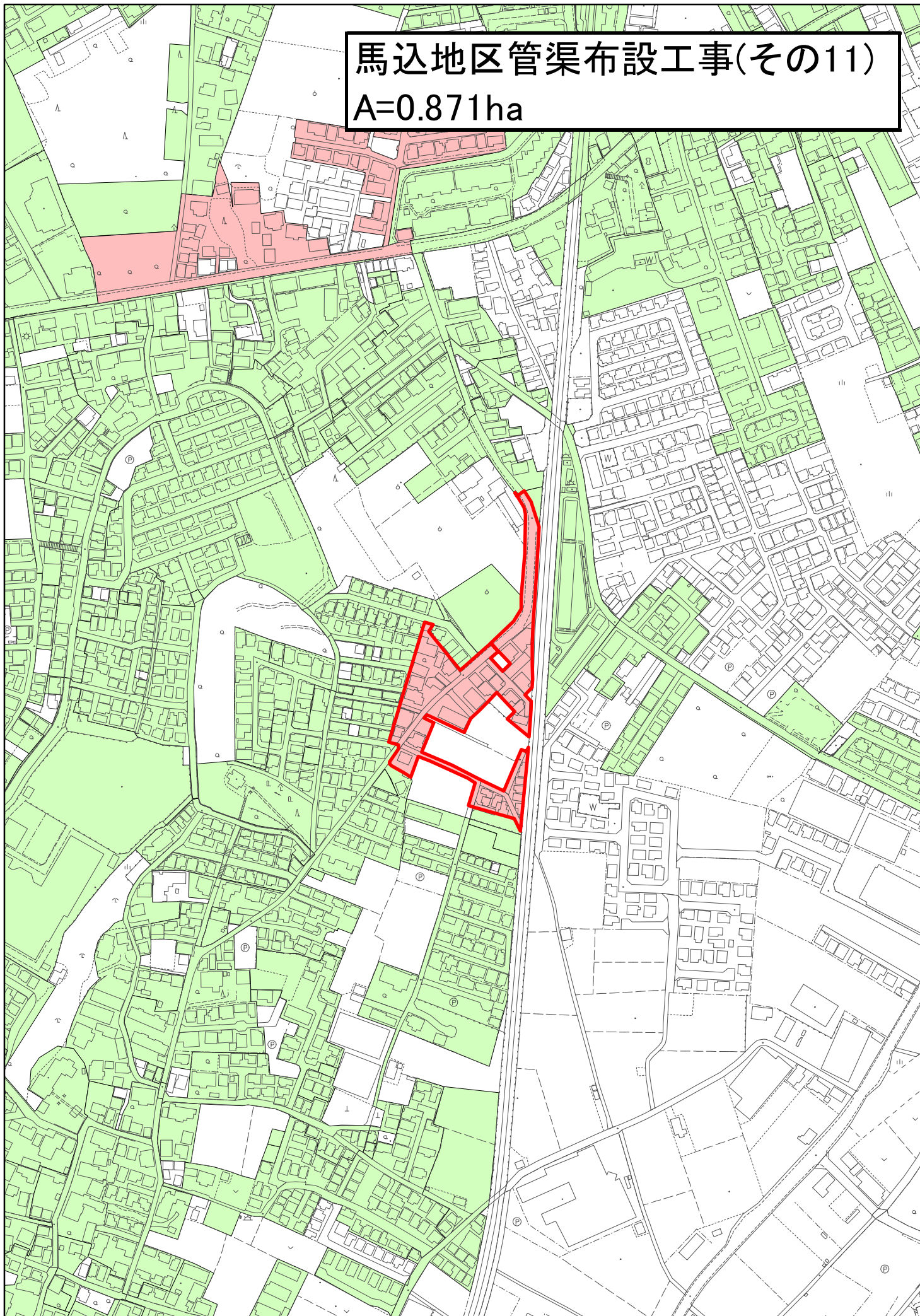
江戸川左岸処理区(分流)

凡例
今回告示区域

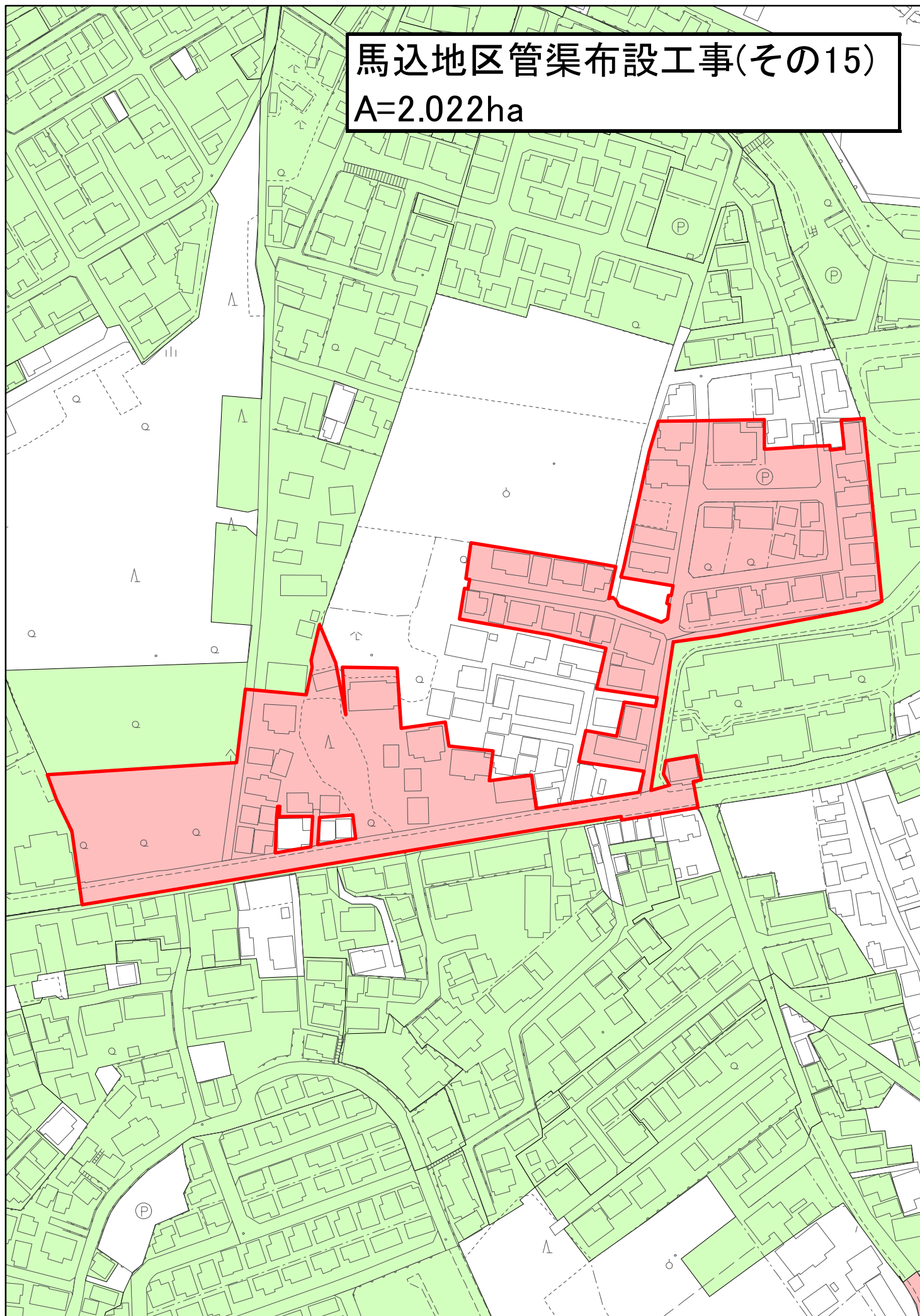


馬込地区管渠布設工事(その11)

A=0.871ha



馬込地区管渠布設工事(その15)
A=2.022ha



排水設備工事(丸山2-47-1)

A=0.006ha

